令和2年第6回(12月)上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

		12.			
案件番号	案 件 名	提出課	ページ		
議案第142号	上越市営住宅条例の一部改正について	建築住宅課	1		
議案第143号	上越市公共下水道事業受益者負担金及び 分担金徴収条例の一部改正について		2		
議案第144号	上越市下水道条例の一部改正について	生活排水対策課	3 ~ 4		
議案第145号	上越市下水道事業の設置等に関する条例 の一部改正について				
議案第151号	市道路線の廃止について		7~9		
議案第152号	案第152号 市道路線の認定について 道路課				
議案第153号	工事施行協定の締結について	10~11			
議案第119号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第7 号)		12~14		
議案第128号	令和2年度上越市下水道事業会計補正予 算(第3号)	下水道建設課 生活排水対策課	15~17		

所	管委員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第142号
提	出	課	建築住宅課

上越市営住宅条例の一部改正について

1 改正理由

身寄りのない単身高齢者の増加や、コロナ禍の影響による収入の減少などの状況を踏まえ、住居の確保に苦慮されている低額所得者が、保証人の確保に不安を感じることなく公営住宅に入居できるよう、保証人を不要とし、新たに連絡人の届出を求めることとするもの

2 改正内容

- (1) 市営住宅及び駐車場の入居決定者が提出する請書に保証人の連署を不要とする。 (第12条、第44条の11関係)
- (2) 市営住宅の入居決定者が提出する市営住宅連絡人届に連絡人1人の記載を求める。 (第12条関係)
- 3 施行期日 令和3年1月1日
- 4 上越市営住宅条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(入居の手続)	(入居の手続)
第12条 入居決定者は、決定の通知があっ	第12条 入居決定者は、決定の通知があっ
た日から10日以内に次に掲げる手続をし	た日から10日以内に次に掲げる手続をし
なければならない。	なければならない。
(1)	(1) 市長が別に定める要件を備える保証人
請書を提出すること。	<u>2人の連署する</u> 請書を提出すること。 <u>た</u>
	だし、市長が特別の事情があると認める
	ときは、この限りでない。
(2) 略	(2) 略
(3) 市長が別に定める役割を担うことがで	
きる連絡人1人を記載した市営住宅連絡	
人届を提出すること。 (追加)	
2~4 略	2~4 略
(使用の手続)	(使用の手続)
第44条の11 駐車場使用者は、使用可能	第44条の11 駐車場使用者は、使用可能
日までに	日までに市長が別に定める要件を備える保
請書を提出しなければなら	<u>証人の連署する</u> 請書を提出しなければなら
ない。	ない。ただし、市長が特別の事情があると
	認めるときは、この限りでない。
2 略	2 略

所	管 委	員	会	農政建設常任委員会
関	係	案	件	議案第143号
提	出	1	課	生活排水対策課

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の 一部改正について

1 改正理由

柿崎区初田地区における農業集落排水事業について、今年度末をもって汚水連携事業が完了し、令和3年4月から公共下水道事業として供用を開始する見込みとなったことから、受益者分担金に関する取扱いを整理するため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の管渠に新たに接続しようとする受益者が負担する分担金の額は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例の定めるところによる。(第3条関係)
- (2) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の分担金の賦課は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例第5条の規定による賦課をもって賦課があったものとみなす。(第5条関係)
- 3 施行期日 令和3年4月1日
- 4 上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

	(下級部分が以上固別)
改正案	改 正 前
(受益者の負担金又は分担金の額)	(受益者の負担金又は分担金の額)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 前2項の規定にかかわらず、農業集落排	
水事業から公共下水道事業へ編入された処	
理区域の管渠に新たに接続しようとする受	
益者が負担する分担金の額は、上越市農業	
集落排水事業分担金徵収条例(平成7年上	
越市条例第26号)の定めるところによ	
る。 (追加)	
(負担金又は分担金の賦課)	(負担金又は分担金の賦課)
第5条略	第5条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 農業集落排水事業から公共下水道事業へ	
編入された処理区域の分担金の賦課は、上	
越市農業集落排水事業分担金徵収条例第5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
条の規定による賦課をもって第1項に規定	
する賦課があったものとみなす。(追加)	

所	管	委	員	会	農政建設常任委員会
関	係	5	案	件	議案第144号
提		出		課	生活排水対策課

上越市下水道条例の一部改正について

1 改正理由

柿崎区初田地区における農業集落排水事業について、今年度末をもって汚水連携事業が完了し、令和3年4月から公共下水道事業として供用を開始する見込みとなったことから、接続ますの設置に関する取扱いを整理するため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域に新たに設置する接続ます及び当該処理区域の管渠に新たに接続しようとする接続ますは、使用者となる者が設置するものとする。(第9条関係)
- (2) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域において農業集落排水事業に係る処理区域から公共下水道事業に係る処理区域に編入し、公共下水道事業の供用を開始する日(以下「編入日」という。)前に上越市農業集落排水条例の規定に基づき行われた手続について、この条例に基づく手続があったものとみなす。(附則第5項関係)
- (3) 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域における使用料は、編入日から最初の検針日までは、上越市農業集落排水条例の使用料の規定による。 (附則第6項関係)
- 3 施行期日令和3年4月1日
- 4 上越市下水道条例改正案新旧对照表

(下線部分が改正管所)

	(ト線部分が改止箇所)
改 正 案	改 正 前
(接続ますの設置)	(接続ますの設置)
第9条 略	第9条 略
2 前項の規定にかかわらず、農業集落排水	
事業から公共下水道事業へ編入された処理	
区域に新たに設置する接続ます及び当該処	
理区域の管渠に新たに接続しようとする接	
続ますは、使用者となる者が設置するもの	
<u>とする。</u> (追加)	
附則	附則
1~4 略	1~4 略
(農業集落排水事業から公共下水道事業へ	
編入された処理区域に関する特例)	
5 農業集落排水事業から公共下水道事業へ	
編入された処理区域において農業集落排水	

事業に係る処理区域から公共下水道事業に係る処理区域に編入し、公共下水道事業の供用を開始する日(以下「編入日」という。)前に上越市農業集落排水条例(平成8年上越市条例第50号)の規定に基づき行われた手続について、この条例に基づく手続があったものとみなす。 (追加)

6 農業集落排水事業から公共下水道事業へ 編入された処理区域における使用料は、編 入日から最初の検針日までは、上越市農業 集落排水条例の使用料の規定による。

(追加)

所	管	委員	会	農政建設常任委員会
関	係	案	件	議案第145号
提		出	課	生活排水対策課

上越市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

柿崎区初田地区における農業集落排水事業について、今年度末をもって汚水連携事業が完了し、令和3年4月から公共下水道事業として供用を開始する見込みとなったことから、処理区域等を整理するため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

農業集落排水事業の処理区域等から柿崎区初田地区を除く。(別表関係)

- 3 施行期日 令和3年4月1日
- 4 上越市下水道事業の設置等に関する条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
J表(第4条関係)	別表(第4条関係)
排水処 理施設 位置 の名称	排水処 理施設 の名称 位置 処理区域
(略)	(略)
牧中央上越市牧上越市牧区宫	牧中央上越市牧上越市牧区宫
地区農区宮口口、山口、荒	地区農区宮口口、山口、荒
業集落1259井、落田、柳	業集落 1259 井、落田、柳
排水処番地2 島、東松ノ木、	排水処番地2 島、東松ノ木、
理施設 小川、国川、田	理施設小川、国川、田
島、下昆子、上	島、下昆子、上
昆子、下湯谷、	昆子、下湯谷、
桜滝、棚広、倉	桜滝、棚広、倉
下及び原の各一	下及び原の各一
部	部
	初田地上越市柿上越市柿崎区上
CN	区農業崎区角取小野、下小野、
(A	割除) 集落排381番柳ケ崎、高寺、 た伽型地1
	水処理地1 荻谷、行法及び 施設 角取
Man a Subst La date of the Land Association	
蜘ヶ池上越市上越市大潟区蜘	蜘ヶ池上 越 市上越市大潟区蜘
地区農大潟区ケ池	地区農 大 潟 区 ケ池

改 正 案	改正前
業 集 落 脚 ケ 池 排 水 処 1 1 4 4 理 施 設 番地	業 集 落 蜘 ケ 池 排 水 処 1 1 4 4 理 施 設番地
備考 略	(略) 備考 略

所管委員会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第151号、第152号
提 出 課	道路課

市道廃止・市道認定路線図

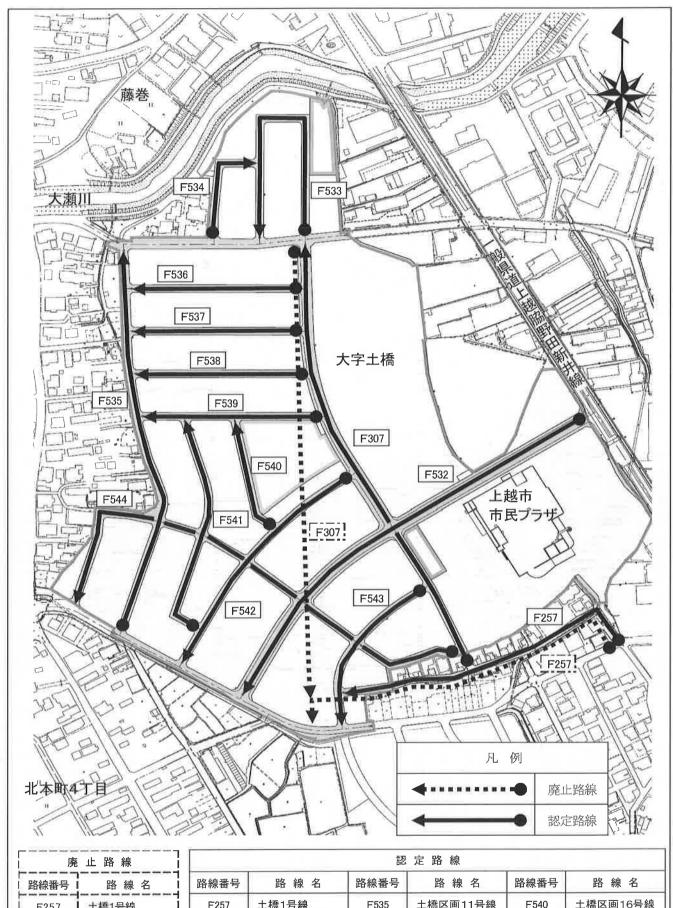
1 廃止路線の道路

路線番号	路線名	延長 (m)	廃 止 理 由	ページ
F257	土橋 1 号線	318.3	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴 う終点の変更	9
F307	土橋 2 号線	409. 9	土橋第二地区土地区画整理事業の実施に伴 う起終点の変更	3
	合計2路線	728. 2		

2 認定路線の道路

路線	ne và e	幅員	(m)	延長	10分元(以)(1	和中田山	ページ
番号	路線名	車道	道路敷き	(m)	路面状況	認定理由	77-7
F257	土橋1号線	4.3~ 11.3	4.3~ 11.3	269. 1	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う終点の変更	
F307	土橋 2 号線	6.0~ 12.5	6.0~ 19.5	421.2	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う起終点の変更	
F532	土橋区画8号線	9.0∼ 10.5	9.0~ 21.1	399. 1	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F533	土橋区画9号線	7.0~ 11.5	7.0~ 11.5	256, 2	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F534	土橋区画 10 号線	7.0~ 11.2	7.0~ 11.2	100. 7	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	9
F535	土橋区画 11 号線	7.0~ 11.1	7.0~ 11.1	357.9	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F536	土橋区画 12 号線	7.0~ 11.2	7.0~ 11.2	146. 2	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F537	土橋区画 13 号線	7.0~ 11.2	7.0~ 11.2	146.3	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F538	土橋区画 14 号線	7.0~ 11.3	7.0~ 11.3	148.0	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F539	土橋区画 15 号線	7.0~ 11.8	7.0~ 11.8	152. 9	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	

路線	路線名		(m)	延長路面状況	認定理由	ページ	
番号	PH MAY TH	車道	道路敷き	(m)	PA PA 7 10 0	pa, e	
F540	土橋区画 16 号線	7.0~ 11.5	7.0~ 11.5	107.6	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F541	土橋区画 17 号線	7.0~ 11.7	7.0~ 11.7	209. 4	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F542	土橋区画 18 号線	7.0~ 11.2	7.0~ 11.2	228. 2	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	9
F543	土橋区画 19 号線	7.0~ 11.3	7.0~ 11.3	159. 4	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
F544	土橋区画 20 号線	7.0~ 17.4	7.0~ 17.4	440.8	アスファルト	土橋第二地区土地区 画整理事業の実施に 伴う新設路線	
	合計 15 路線			3, 543. 0			



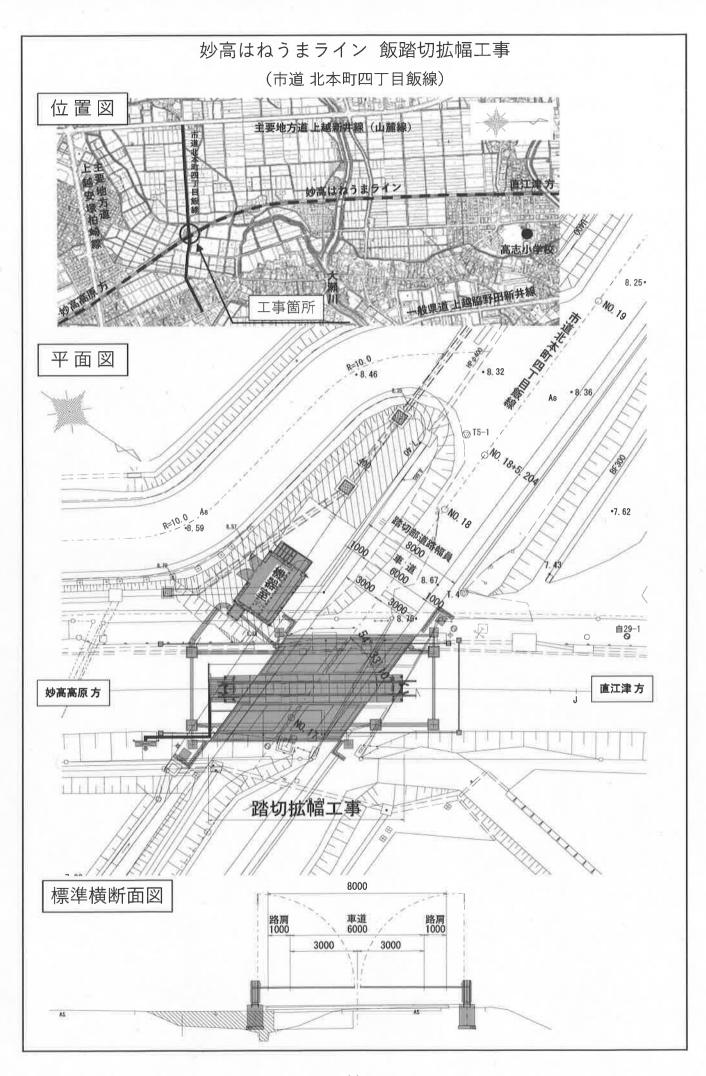
月 廃	止路線
路線番号	路線名
F257	土橋1号線
F307	土橋2号線
(F)	

	認 定 路 線					
路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名	
F257	土橋1号線	F535	土橋区画11号線	F540	土橋区画16号線	
F307	土橋2号線	F536	土橋区画12号線	F541	土橋区画17号線	
F532	土橋区画8号線	F537	土橋区画13号線	F542	土橋区画18号線	
F533	土橋区画9号線	F538	土橋区画14号線	F543	土橋区画19号線	
F534	土橋区画10号線	F539	土橋区画15号線	F544	土橋区画20号線	

所管委員会			会	農政建設常任委員会
関	係	案	件	議案第153号
提	Н	Ц	課	道路課

工事施行協定の締結について

- 1 目 的 妙高はねうまライン 飯踏切拡幅工事
- 2 工 事 場 所 上越市飯地内
- 3 期 間 令和2年度から令和3年度まで
- 4 金 額 212,000,000円
- 5 内 容 鉄道施設 踏切設備、軌道整備、電気設備等
- 6 相 手 方 上越市東町1番1号 えちごトキめき鉄道株式会社 代表取締役社長 鳥塚 亮



所管委員会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第119号
提 出 課	道路課

1 内容

令和3年度に実施する予定の道路維持事業の舗装及び外側線の計画的修繕について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

2 限度額

139,024 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	139, 024
合計	139, 024

4 実施概要等

舗装の計画的修繕 112,816 千円

细表♥/計画印9個 112,010 门					
地区	路線名	施工地	実施内容		
合併前上越市	北城高校南通線ほか3路線	北城町二丁目ほか	切削オーバーレイエ		
安塚区	松崎板尾線	板尾ほか	打換工		
浦川原区	花立線	下柿野	オーバーレイエ		
牧区	牧学校中央線ほか1路線	小川ほか	打換工.		
柿崎区	松留東横山線	東横山	オーバーレイエ、打換エ		
大潟区	大潟 12 号線	土底浜ほか	オーバーレイエ、打換工		

外側線の計画的修繕 26,208 千円

地区	路線名	施工地	実施内容
市内一円	城東中学北通線ほか 163 路線	本城町ほか	外側線及び中央線の引き 直し

1 内容

令和3年度に実施する予定の道路整備事業の市道北本町四丁目飯線飯踏切拡幅工事等について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

2 限度額

351,142 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	351, 142
合計	351, 142

4 実施概要等

>					
地区	路線名	施工地	実施内容		
合併前上越市	北本町四丁目飯線	飯ほか	工事施行委託 道路改良工事 物件移転補償料ほか		



1 内容

令和3年度に実施する予定の橋梁整備事業の有間川橋旧橋撤去に伴う仮設ヤード撤去工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

2 限度額

16,555 千円

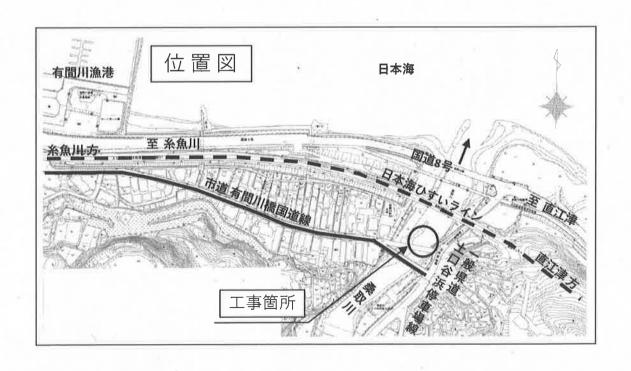
3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	16, 555
合計	16, 555

4 実施概要等

地区	橋梁名(路線名)	施工地	実施内容
合併前上越市	有間川橋(有間川橋国道線)	有間川	仮設ヤード撤去工事



所	管 委 員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第128号
提	出	課	下水道建設課

1 内容

令和3年度に実施する予定の公共下水道汚水管渠整備について、施工時期の平準化と早期発 注を図るため、債務負担行為を設定するもの

2 限度額

157,552 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額
令和2年度	0
令和3年度	157, 552
合計	157, 552

4 実施概要等

公共下水道汚水整備事業

地区	施工地	実施内容	
合併前上越市	子安新田ほか	汚水管渠工事 φ 200~300mm L=347m 物件移転補償 ガス管、水道管 一式	

公共下水道 (汚水) 工事予定箇所図 (上越処理区) 中央橋 県立 中央病院 · 櫛池川 関 Ш 公共下水道汚水整備事業 番号 施工地 工事概要 子安新田ほか | φ200~300mm L=347m MAN 11/ 34

1 内容

特定環境保全公共下水道汚水連携事業の浦川原浄化センター設備増築工事について、令和2年8月に完了した実施設計業務の成果に基づき、改めて整備内容を検討した結果、後年度に別事業で予定していた中央監視装置の改築更新を本事業として実施することにより、効率的な整備が可能になることが確認できたことから、本工事と中央監視装置の改築更新を一体的に実施することとし、これにより施工期間が2か年にわたるため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

164,111 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額	
令和2年度	※ 220, 130	
令和3年度	164, 111	
合計	384, 241	

[※] 令和 2 年度当初予算計上額

4 実施概要等

特定環境保全公共下水道汚水連携事業(浦川原浄化センター設備増築工事)

地区	施工地	実施内容
浦川原区	飯室	設備增築工事監理業務委託 一式 電気設備増築工事 一式 機械設備増築工事 一式